

サプライヤー要求事項マニュアル

SP-Q-31101-BCQA

1	本手続の目的	2
2	変革のための動機付け	2
3	適用範囲	3
4	定義/略記	3
5	職務の要約	3
6	サプライヤー要求事項	3
6.1	一般的情報	3
6.1.1	認証	3
6.1.2	記録の管理	3
6.1.3	製品の品質	4
6.1.4	法令及び規制上の適合性	4
6.2	購買手続	4
6.3	事前品質計画及び新規部品承認	5
6.3.1	新規部品承認	5
6.3.2	事前品質計画	6
6.4	サプライヤー承認及びサプライヤー評価	7
6.4.1	新規サプライヤー及び/又は新規製品承認	7
6.4.2	サプライヤー評価	7
6.5	連続製造 — 荷送り書類及び製品ラベル貼付	7
6.6	特定方法及びトレーサビリティ	8
6.7	不適合	8
6.8	緊急時対応計画	9
6.9	継続的改善	9
6.10	BEKAERT グループ会社の義務	9
6.11	定義	10
7	是正措置	11
8	参考文献/付録	11

1 本手続の目的

本書は、Bekaert グループ会社 (NV Bekaert 及びその関連会社から構成される) がそのサプライヤー向けに作成する、最低品質要求事項を概説する「サプライヤー要求事項マニュアル (Supplier Requirement Manual)」の最新版です。該当する場合には、このマニュアルは、貴社の施設で最も効果的に実施されるべき実務取扱の最低事項を概説しています。これらは「Bekaert の顧客固有の要求事項 (Customer Specific Requirements from Bekaert)」です。

このマニュアルは、当社の継続的改善サイクルの一環として、変更される要求事項によって変更を受けることがあります。

このマニュアルは、(1) Bekaert の製品及びサービス調達活動、(2) 下請、販売及び再購入活動 (「取引活動」) 及び (3) 購入される製品 (ワイヤーロッド及び必須付属部品) の品質を確保するために必要不可欠なツールです。

Bekaert とそのサプライヤーとの間の意思疎通における完全な透明性を目指して、この最も重要な要求事項は明確に定義され、説明されています。このマニュアルは、評価、更新及び継続的改善になります。

本書面の内容は、品質、環境、健康及び安全並びに安全管理に関する最新の国際的な基準、DIN EN ISO 9001、ISO/TS 16949、ISO 14001 及び OHSAS 18001、並びに「Bekaert グループ会社」の要求事項に基づいています。

当社 Bekaert では、最適な製品設計、性能及び原価目標を達成するために、最初のコンセプト段階から早期に開始し、当社の顧客及びサプライヤーと緊密に協力することを重視しています。

当社のサプライヤーは、納入する製品について最良の品質を保証する完全かつ唯一の責任を負うとともに、常に関連する基準及び仕様を満たさなければなりません。当社のサプライヤーは、原産国及び仕向国の両方の法律及び命令を順守するものとします。

M. Taylor
最高経営責任者 (CEO)

T. Geurts
最高購買責任者 (Chief Purchasing Officer)

K. Gregoir
グローバル安全、健康及び環境保護部マネジャー
CQA

P. De Geyter
グローバル品質管理担当マネジャー
中央品質保証部ヘッド

2 変革のための動機付け

完全版

3 適用範囲

全てのワイヤーロッド及び必須付属部品並びに購入及び外部調達活動

4 定義/略記

第 6.11 章を参照

5 職務の要約

- 購買部
- 中央品質保証部
- 安全、健康及び環境保護部

6 サプライヤー要求事項

6.1 一般的情報

6.1.1 認証

Bekaert グループ会社は ISO 9001 及び ISO 14001 全て、そして ISO/TS 16949 及び OHSAS 18001 の一部の認証を受けています。ワイヤーロッドのサプライヤー及び必須付属部品のサプライヤーには、次の要求事項が適用されます。

サプライヤーに要求される最少の認証：認定を受けた第三者認証機関による **ISO 9001** 認証 サプライヤーは、サプライヤーが受けている有効な品質管理認証を Bekaert に提出しなければなりません。

認証を受けていない場合には、最低要求事項は、サプライヤーが認証を受けるため又は ISO 9001 基準に準拠するための、満足できる行動計画を策定済みであることです。認証を受けていない場合には、Bekaert の監査人は、サプライヤーの作業方法が ISO 9001 に準拠しているかをチェックするために、サプライヤーを監査できるものとします。

*この行動計画は 1 年以内に認証又は準拠を達成するというものでなければなりません。

6.1.2 記録の管理

サプライヤーは、適用のある規制上の要求事項に従い、記録を維持保管する必要があります。サプライヤーは、事前に Bekaert から書面による承認を受けていない限り、製品又は製品を製造する工程に変更を加えてはなりません。 . サプライヤーが製品及び/又は製造工程の変更を実施したいと希望する場合には、サプライヤーはサプライヤー変更要望書を提出しなければなりません。

6.1.3 製品の品質

サプライヤーは、該当する場合には **Bekaert** の仕様に従って、何らかの下請サービス及び **Bekaert** グループ会社にとっての再下請サプライヤーについてを含め、その納入する製品及びサービスの品質について全ての及び専らの責任を負います。

Bekaert 又は独立した第三者は、何時でも、サプライヤーの製造施設を検査する権限を有します。どのような場合でも、そのような検査又は **Bekaert** が何らかの提案を与えることは、その製品のサプライヤーの責任を軽減するものではありません。**Bekaert** グループ会社は、標本抽出又はその他の方法によって、受け入れ材料を管理することができますが、かかる管理を行う義務は負いません。何らかの受領が行われた場合にも（例：最初のサンプル）、連続生産の間に不適合製品が発生した場合に、**Bekaert** が出荷は不適合であると宣言できる権利には、影響を与えません。連続生産とは、最初のサンプルの承認後に行われる納品全てを意味します。

6.1.4 法令及び規制上の適合性

サプライヤーは、また製造国及び仕向国で適用されることのある環境上、電氣的及び電磁氣的な要求事項のみならず、規制物質、有毒物質及び危険物質に関し適用される、すべての政府規制及び安全上の要求事項を順守する製品を常に納入しなければなりません。

サプライヤーは、規制上の要求事項に従い（但し、ワイヤーロッドについては非適用）、最初の納品物に安全データシート（SDS）を添付しなければならず、また変更が生じたときは常に SDS を添付しなければなりません。

該当する場合には、サプライヤーは、次の URL で、IMDS サイトにレポートを提出する際の指示を受けなければなりません：www.mdsystem.com.

6.1.5.受け入れ製品の品質

Bekaert サプライヤーは、当該サプライヤーに管理及び継続的改善を実施させる責任を負います。

Bekaert サプライヤーは、生産品目とサービスのサプライヤーに、ここの特定の要求事項に適合することを要求する責任を負います。**Bekaert** サプライヤーのサプライヤーは、適切な管理を実施し、これを文書化しておかなければなりません。**Bekaert** サプライヤーは、**Bekaert** の欠陥ゼロの期待と製品の寿命期間の全般を通じて、堅固な製造工程を継続的に維持する能力があるかどうかという点に基づき、そのサプライヤーを選定しなければなりません。

6.1.6. **Bekaert** サプライヤー行動規範の順守

全てのサプライヤー（その関連会社を含む）は、法令順守書式に署名して、ここれを **Bekaert** に返送した場合には、**Bekaert** サプライヤー行動規範を順守しなければならないこととなります。

6.2 購買手続

Bekaert は、**Bekaert** の取引業者はビジネス・パートナーであると考えており、その事業を公正で倫理的な方法で行うことを約束し、**Bekaert** と **Bekaert** のビジネス・パートナーの最善の利益のために、オープンで公正な競争を促進します。

Bekaert は、サプライチェーンは、Bekaert の「企業の社会的責任プログラム (Corporate Social Responsibility Programme)」を発展させ、実現していく上での中核的な促進要因であると信じており、また Bekaert のビジネス・パートナーが、事業を営むにあたって、社会的及び環境上の責任に関心を示して頂くことを期待しています。

Bekaert は、次のガイドラインの順守を促進し、奨励するため、ビジネス・パートナーと協力して作業していくよう努めます。

Bekaert サプライヤー行動規範法令順守 ビジネス・パートナーは、次のように行動することを期待されています：

ビジネス・パートナーの事業及びビジネス・パートナーが Bekaert に納入する製品が国家の及びその他の適用のある法令全てを確実に順守するため、Bekaert のサプライヤー行動規範を順守し、また環境上の、作業場における健康及び安全、人権及び労働方針をビジネス・パートナーの事業及び意思決定手続に統合すること。

6.3 事前品質計画及び新規部品承認

6.3.1 新規部品承認

該当する場合及び Bekaert と合意している場合には（自動車用最終製品の場合には Bekaert がイニシアチブをとる）、ワイヤーロッドと付属部品の両方を PPAP（生産部品承認プロセス）に提出することができます。

（該当する場合には）Bekaert の顧客からの要求事項に合わせて、サプライヤーが PPAP を提出する必要がある場合には、Bekaert がその旨をサプライヤーに通知します。

最初のサンプルの提出 – PPAP

サプライヤーは、以下の場合には、承認を求めてサンプル及び書類を提出しなければなりません（以下の手続については全て、スタートする前に Bekaert 社内の権限のある人の書面による承認を得る必要があります。）。

- 新規サプライヤー又は新規製品
- 設計変更
- 製造手続又は製造場所の変更
- 新規製造機器

Bekaert 社内の権限のある人の書面による承認された、図面内の又は仕様書書式による全ての要求事項は適合している必要があります。

サプライヤーは Bekaert から受け取った書類に記載されている全ての情報を検討しなければならず、また何らかの不正確さ、過誤又は脱漏がある場合は、直ちに Bekaert に書面で通知します。必要に応じて、サプライヤーは追加の報酬をすることなく、最適な補正を提案します。

新規部品を納入することにより、サプライヤーは、購入発注書の要求事項を満たす全てのデータ及び仕様を受け取っていること及び了解していることを承認したことになります。

サプライヤーが仕様を満たすことができないときは、サプライヤーは直ちに **Bekaert** の購買部に連絡を取るものとします。

最初のサンプル：サプライヤーは、連続生産のツーリングを用いて安定した製造手順で生産された中から、最初のサンプルを提出しなければなりません。提出前に、部品が図面及び材料の仕様に合致していることを確認するのは、サプライヤーの責任です。**Bekaert** の要求事項を順守していないサンプルは受け取りが拒絶されます。

Bekaert の仕様又はその他の要求事項からのそれぞれの例外および逸脱の承認のは、当初に伝達している通り、**Bekaert** 社内の権限のある人（品質管理部）の事前の書面による承認を必要とします。最初に提出されるサンプル及び、該当する場合には、**PPAP** ファイル（**PSW**、寸法レポート、**SPC** レポート、**COA**、**R&R** 及び管理計画）は各々の品質管理部に送付されます。

サプライヤーは、サプライヤーが納入する製品が、いかなる逸脱もなく、承認されたサンプルに合致するものであることを保障しなければなりません。

Bekaert の品質管理システムに規定する手順に従って正式に承認された製品、物品、部品及びサービスのみが納入可能です。

6.3.2 事前品質計画

Bekaert は、全てのサプライヤーが、次のツールを用いて、事前（製品）品質計画（**Advanced (Product) Quality Planning**）に従って作業するよう奨励しています。

- PFMEA
- 管理計画
- プロセスフローチャート
- SPC
- 工程指示書
- MSA

Bekaert グループ会社と合意している場合には、サプライヤーに請求する情報/文書は次のものになります：管理計画、**PFMEA**、プロセスフロー、証明書、緊急時対応計画、**MSA** 及び承認された仕様書。必要な場合には、**Bekaert** はテクニカル・ミーティングの間にこの情報について討議して、サプライヤーをサポートします。

6.4 サプライヤー承認及びサプライヤー評価

6.4.1 新規サプライヤー及び/又は新規製品承認

この承認手続には、次の手順が含まれます。

- 請求があり次第、サプライヤーはサプライヤー自己監査に必要事項を記入するか、又は Bekaert 又は独立した第三当事者が監査を実施することになります。
- Bekaert のサプライヤーは全て、少なくとも ISO 9001 準拠でなければなりません。Bekaert のサプライヤーは認証を受けているか又は認証を受ける手続き中でなければなりません: 第 6 章、ポイント 6.1.1.、参照。
- サプライヤーはシステムは全て、承認手続に成功裏に合格するものでなければなりません。
- サプライヤーの製品は全て、承認手続に成功裏に合格するものでなければなりません (Bekaert 社内の関係するアクティビティプラットフォームの承認手続にしたがって)。
- サプライヤーは全て Bekaert サプライヤー行動規範を順守しなければなりません。

6.4.2 サプライヤー評価

Bekaert のサプライヤー評価方法に基づき、各サプライヤーについての評価が、定期的に行われます。

6.5 連続製造 – 荷送り書類及び製品ラベル貼付

サプライヤーは発注書の受領した場合には、これを確認するものとします – サプライヤーはかかる発注書を承諾して、発注書記載の全ての要求事項を順守するものとします。

各出荷には、以下のデータを明瞭に記載したパッキングリスト / 船荷証券が添付されるものとします。

- サプライヤーの名称
- 出荷日
- パッキングリスト番号
- 購入発注書番号
- Bekaert 部品番号
- 購入発注書に記載されている部品記述
- 出荷数量
- 納品製品のロット番号

その他の必要書類

- 資材の COA
- 該当する場合には (トラック輸送) 又は航空貨物運送状 (Air Waybill) の Bekaert における配送受け取りゲート番号を含む、CMR
- その他の要求される書類

各パッキングユニットは、次の仕様に従ってラベルを貼付して特定される。

- サプライヤーの名称
- Bekaert 部品番号又はコード
- 部品記述
- ロット番号(又はワイヤーロッドの場合:ヒートナンバー)
- パッケージ内の数量
- 寸法(ワイヤーロッドの場合)

6.6 特定方法及びトレーサビリティ

製品の特定方法(キャビティ番号、カタログ番号、等々)は、Bekaert の購買部及び品質管理部の定めるところに従って定義される。

ロットのトレーサビリティについては、Bekaert は、サプライヤーに対して、原材料の受け取りから製造、出荷及び最終製品の納入に至るまで、製品ロットを特定できる手順を確立し維持するように求めています。

ロットのトレーサビリティシステムはロットの分離を可能にし、またロット製造に関する全てのデータを(材料、製造および管理)のレポートを生成できるものでなければなりません。

Bekaert は、サプライヤーが、出荷を特定するデータに基づき要求に応じて、トレーサビリティに関するデータを提出できることを期待しています。

サプライヤーは、当該国又は市場で適用される適切な期間、全ての製品の検査結果を保存しておかなければなりません。

6.7 不適合

Bekaert の図面及び仕様の要求事項を満たしていない製品を受領しないというのが、Bekaert の方針です。全てのサプライヤーの不適合(品質、納品、ロジスティックス、設計、ペーパーワークなど)は正式に書面化して、Bekaert からサプライヤーに送付されます。

サプライヤーは、正式な苦情を受け取ってから 48 時間以内に当該苦情を受理した旨を承認し、また該当する場合には又は Bekaert からの請求があり次第、サプライヤーの工場及び Bekaert の工場にあるロット関連の製品の在庫に関する行動計画を含む当初計画を提出しなければなりません(8D の「即時行動」に該当する部分)。

正式な Bekaert の苦情書に、サプライヤーは、不適合製品の処理のステータス(リワーク;スクラップ)を明記する必要があります。

報告を受け取って方 20 営業日以内にサプライヤーは、以下の事項を含む行動計画を提出するものとします。

- 不適合の根本原因
- 完了日の記載のある講じられた是正措置
- 実施された予防措置
- 検証 / 以上の項目の有効性

サプライヤーが品質、納品、仕様、設計図等々に適合できないときは、サプライヤーは逸脱承認を要請することができます。サプライヤーの逸脱承認は、購買部に提出しなければならないが、購買部は品質管理部と承認の条件について協議する必要があります。品質管理部は、逸脱承認の要請を拒絶する権利を留保します。

6.8 緊急時対応計画

・ サプライヤーは、ガス電気水道の遮断、労働力不足及び主要な装置の故障等々のような、緊急事態が発生した事態に備えて Bekaert の要求事項を満たす緊急時の対応計画を準備しなければなりません。サプライヤーが生産の中断が差し迫っていると認識した場合には、可能な場合は、その中断が発生する少なくとも 23 時間前までに、サプライヤーは全ての Bekaert の製品受け取り事業所及び Bekaert のバイヤーにその旨を通知しなければなりません。製造中断には、自然災害、政情不安、戦争、製造能力の問題、品質問題、労働争議、（これらに限定されない）、及びサプライヤーが指定した製造能力量を満たしたり、プログラムの開始やタイミング（例：PPAP）に影響を与える APQP のイベントやタスクを実行/実行したりすることを妨げるその他のイベントが含まれることがあります。

6.9 継続的改善

サプライヤーは、品質、納品、価格及びその他の提供するサービスを継続的に改善しなければなりません。この例には、初回品質（First Time Quality : FTQ）、納期順守率（On-Time Delivery Percentage）、問題対応（Responsiveness）などが含まれます。この要求事項を満足たす支援するために、サプライヤーの組織は主要なパフォーマンスの目的や目標を策定し、モニターし、優先順位を付け、そして取り組むものとしします。これらの目的及び目標は、（少なくとも）事業計画、経営管理システム、製品品質、製造工程能力、及び顧客満足度の目的に基づいて策定されなければなりません。以前に達成されていた水準の成績を回復するために採られる措置は是正措置であって、継続的改善に該当しないことに注意すべきです。

Bekaert は、サプライヤーの製造現場を訪問して、サプライヤーの採っている継続的改善プログラムを評価し、製造方法について情報を集め、そして改善のための勧告を行うことのできる権利を留保します。さらに、Bekaert は、特定の改善上の問題点が生じた場合には、職員を派遣し常駐させることがあります。

6.10 BEKAERT グループ会社の義務

- Bekaert は製品の仕様書をすべて提供します。

Bekaert 承認契約

- Bekaert グループ会社は、交渉段階で文書によるがある場合には、開発及び製造段階でサプライヤーをサポートします。この目的のために、非公開契約(該当する場合)による共同開発契約または共同製造契約を締結するものとします。
- Bekaert グループ会社は、交渉段階で合意した場合、納品のための生産および発注についての拘束力のない予測を提供します。

6.11 定義

略記	定義
ISO 9001	品質マネジメントシステムに関する規格
ISO 14001	環境マネジメントシステムに関する規格
OHSAS 18001	労働安全衛生マネジメントシステムに関する規格
ISO/TS 16949	ISO 9001 に基づく自動車産業界向け技術仕様 (Technical Specification)
SDS	化学物質安全データシート
IMDS	自動車産業界向けのマテリアルデータシステム
PPAP	生産部品承認プロセス (ピーパップ)
PSW	部品提出保証書
SPC	統計的プロセス制御
COA	承認証明書
R&R	反復性及び再現性
管理計画	頻度を含む全製造段階の間の試験について記述する
PFMEA	製造プロセス故障モード影響解析
プロセスフローチャート	ある製品についての製造フローについて記述する
緊急時対応計画	天変地異が起こった際の行動について記述する
仕様	製品、パッケージ、納入に関する要求事項について記述する
CMR	道路物品国際運送契約に関する条約
8D	是正に関する 8 項目 - 苦情対応についての構造化されたアプローチとして利用される 8 段階の逐次的な苦情対応フロー

必須付属部品	完成品の最終品質に重大な影響を及ぼす必須 付属部品
--------	------------------------------

7 是正措置

非該当

8 参考文献/付録

SP-Q-31101-BCQA: サプライヤー要求事項マニュアル契約書書式

